

判決年月日	平成28年11月30日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(行ケ)10121号		
<p>○ 吸入器に係る本願意匠と引用意匠との類否について、需要者は、薬剤を吸引する必要のある患者及び医療関係者であって、持ちやすさや使いやすさという観点からは、吸入器全体の基本的構成態様が需要者の注意を惹く部分であるとともに、薬剤の吸引という吸入器の機能の観点からは、患者が薬剤を吸引するマウスピース部の端部の形態が最も強く需要者の注意を惹く部分であるところ、本願意匠と引用意匠は、基本的構成態様において共通するものの、その態様はありふれたものであり、需要者の注意を強く惹くものとはいえないが、マウスピース部の端部の形態の相違は、需要者の注意を強く惹き、視覚を通じて起こさせる美感に大きな影響を与え、それ以外の共通点から生じる印象に埋没するものではないから、本願意匠は、引用意匠と類似するということとはできないとされた事例。</p>			

(関連条文) 意匠法3条1項3号

(関連する権利番号等) 意願2014-7570号, 不服2015-15459号, 特開2007-289716号

判 決 要 旨

1 本願意匠に係る拒絶査定不服審判請求について、審決は、本願意匠は引用意匠に類似する意匠であるから意匠法3条1項3号に該当する旨判断した。

2 本判決は、以下のとおり、本願意匠は、引用意匠と類似するとはいえず、意匠法3条1項3号に該当しないから、本件審決の判断は誤りであると判断した。

(1) 意匠に係る物品は、いずれも使用者が本体部を持って、マウスピース部から薬剤を吸引するための吸入器に関するものであり、その需要者は、当該薬剤を吸引する必要のある患者及び医療関係者である。

そして、需要者である患者は、薬剤を必要とする際に吸入器を使用するものであって、その使用方法は、本体部を持って、マウスピース部を口にくわえて、薬剤を吸引するというものであり、両意匠に係る物品を、このような使用状況に応じて観察するものということができる。また、需要者である医療関係者は、患者が薬剤を適切に吸引できるよう、薬剤の性質に応じた吸引の機能を有しているか否か、患者の症状や属性に応じた使用が可能か否かという観点から、両意匠に係る物品を観察し、選択するものということができる。

需要者である患者及び医療関係者は、以上のとおり、吸入器を観察、選択することからすれば、持ちやすさや使いやすさという観点からは、吸入器全体の基本的構成態様が需要者の注意を惹く部分であるとともに、薬剤の吸引という吸入器の機能の観点からは、患者が薬剤を吸引するマウスピース部の端部の形態が最も強く需要者の注意を惹く部分ということができる。

(2) 意匠に係る物品は、使用者が本体部を持って、マウスピース部から薬剤を吸引するためのものであるから、使用者が片手で持って、薬剤の吸引を容易にできるように、その基本的な構成は、必然的に限定される。さらに、基本的構成態様と同様の態様を有する吸入器がありふれたものとして存在する。そうすると、本願意匠の基本的構成態様は、需要者である患者及び医療関係者の注意を強く惹くものとはいえない。

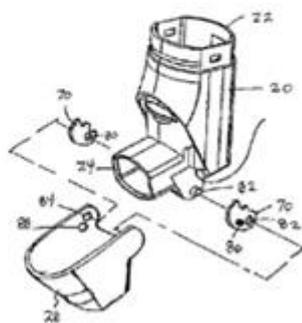
(3) 本願意匠のマウスピース部の端部には、端壁が設けられ、その中央に円形孔が形成されている。そして、その円形孔は、本体部に貯蔵された薬剤を患者に噴出させる速度、方向等に影響を与えるのであるから、この点は、特に機能を重視する医療関係者に対し、強い印象を与えるものといえることができ、患者についても同様である。これに対し、引用意匠のマウスピース部の端部は、端壁がなく、単に筒状のまま大きく開口したものであるところ、このような態様の吸入器は、従来から見られたものであり、ありふれたものである。したがって、本願意匠のマウスピース部の端部に端壁が設けられ、その中央に円形孔が形成されている点は、マウスピースカバー部が透明であることと相まって、最も強く需要者の注意を惹く部分であり、本願意匠におけるこの点は、需要者である患者及び医療関係者の視覚を通じて起こさせる美感に大きな影響を与えるというのが相当である。

(4) 両意匠に係る物品の性質、用途及び使用態様並びに公知意匠との関係を総合すれば、本願意匠と引用意匠は、基本的構成態様において共通するものの、その態様は、ありふれたものであり、需要者の注意を強く惹くものとはいえない。これに対し、マウスピース部の端部の形態の相違は、需要者である患者及び医療関係者らの注意を強く惹き、視覚を通じて起こさせる美感に大きな影響を与えるものである。

したがって、マウスピース部の端部についての本願意匠と引用意匠の相違点は、需要者である患者や医療関係者の注意を強く惹くものと認められ、異なる美感を起こさせるものであり、それ以外の共通点から生じる印象に埋没するものではないというべきである。



本願意匠（斜視図 1）



引用意匠（図 9）